

議案第 3 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2～6 略]</p> <p>7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当する給付又は支給をいう。</p> <p>（1）疾病又は負傷につき医療保険各法による療養及び医療の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給</p> <p>[（2） 略]</p> <p>[8～10 略]</p> <p>（対象医療費）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2～6 略]</p> <p>7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当する給付又は支給をいう。</p> <p>（1）疾病又は負傷につき医療保険各法による療養及び医療の給付又は<u>入院時食事療養費、入院時生活療養費、</u>保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給</p> <p>[（2） 略]</p> <p>[8～10 略]</p> <p>（対象医療費）</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷</p> |

について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を助成するものとする。ただし、次に掲げるものは、助成の対象としない。

[ (1) ~ (3) 略 ]

[2 略]

#### 第5条 削除

について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額及び入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額（食事療養に係る部分の額に限る。）（以下「標準負担額」という。）の合算額に満たないときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を助成するものとする。ただし、次に掲げるものは、助成の対象としない。

[ (1) ~ (3) 略 ]

[2 略]

(助成の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、対象医療費のうち標準負担額については、当該標準負担額が医療保険各法の規定により減額されているときに限り助成する。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例

の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。